連載

ギラヴァンツは北九州に何をもたらすのか　第5回

Jリーグクラブライセンス制度

北九州市立大学都市政策研究所准教授　南　博

1. Jリーグクラブライセンス制度の導入

1.1 ギラヴァンツ北九州は「J1ライセンス」交付されず

2012年9月28日，公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）は，今年から新たに導入した，第三者機関の判定による「2013シーズンJリーグクラブライセンス」交付について公表した。ライセンスはJ1クラブライセンス，J2クラブライセンスの2種類。全国40のJリーグクラブおよび1つの準加盟クラブのうち，J1クラブライセンス交付は33クラブ，J2クラブライセンス交付は8クラブ。ギラヴァンツ北九州が交付されたのはJ2クラブライセンスであった。これにより，公表時点で2013年からのJ1昇格をなんとか狙える順位に位置していたギラヴァンツは，戦績面以外の要因で昇格の可能性を失うこととなった。

翌日以降の新聞各紙の地方面，スポーツ面には，「ギラヴァンツ来期もJ2～J1へ昇格条件満たせず」（朝日新聞），「ギラJ1資格取れず 新スタジアム焦点」（西日本新聞），「横手社長『大変残念』新スタジアムの早期着工要請」（毎日新聞），「新スタジアム厳しい現実～J1昇格 収容能力で望み絶つ」（読売新聞）などの見出しで，この話題を報じた。

このライセンスの中身については事前に概要が公表されており，ギラヴァンツにとってJ1クラブライセンスの取得が厳しいことはサポーター等の間でもある程度理解されていた状況ではあったが，報道で初めてこの事を知って驚いた市民も少なからずいたものと思われる。またサポーターの間でも，来年のJ1昇格が無いという判定が，少しでも上位の順位を目指して懸命にプレーしている選手の心理に影響を与えることを懸念する声も聞かれた。

1.2 Jリーグクラブライセンス制度とは

それでは，このJリーグクラブライセンス制度とは，どのようなものなのだろうか。公益社団法人日本プロサッカーリーグ『Jリーグクラブライセンス交付規則』（2012年2月1日施行）第4条には，その目的が以下のように記されている（次頁，参照1）。

ここに記されている「AFC」とはAsian Football Confederation（アジアサッカー連盟），「JFA」とは公益財団法人日本サッカー協会のことである。そもそもクラブライセンス制度は，ドイツサッカー協会が制定した「クラブのリーグ戦への参加資格を審査する制度」が源流にあり，国際サッカー連盟（FIFA）が制度採用を決定したことを受け，AFCがAFCチャンピオンズリーグ（アジア各国のトップレベルのクラブが毎年集う選手権大会。通称ACL）の参加資格を定めるために，加盟国に対して2013年シーズンからの制度導入を決定したことが背景にある(注1)。こうした国際的潮流を受けて，AFC加盟国であるJFAとJリーグは，日本国内における制度

【参照 1】

第 4 条 〔 J リーグクラブライセンス制度の目的〕

J ライセンス制度は，AFC 規則第 1.1 項，JFA 基本規程第 1 条および J リーグ規約第 1 条に定める目的の実現の他，以下のことを目的とする。

① 日本サッカーのさらなる水準の向上
② クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
③ JFA および J リーグの諸規程の他，各種法令，諸規則の遵守
④ 安全で充実した機能を備え，サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
⑤ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
⑥ 競技会における，財務上のフェアプレーの監視

（出所）公益社団法人日本プロサッカーリーグ（2012a）pp. 3 〜 4

を定め，今回のライセンス交付にいたったのである。

日本においては，国内リーグ戦および天皇杯の上位クラブに ACL の参加資格が与えられるため，仕組み上は全てのクラブに ACL 出場可能性があることを鑑み，J1，J2 全クラブ（2012 年の場合 40 クラブ）の他，アマチュアリーグである JFL 所属のうちの J リーグ準加盟クラブ（2012 年の場合 2 クラブ。ただしカマタマーレ讃岐は途中でライセンス申請取り下げ。）について共通の基準で審査し，ドイツと同様にクラブのリーグ戦への参加資格を決める制度として独自色のある内容として定められた(注2)。

その制度目的については前述のとおりであるが，それでは，どのような事項について審査されるのであろうか。かなり細かな審査項目が設けられているが，その概要は以下のようになっている（参照 2）。

【参照 2】

■ J リーグクラブライセンス制度の審査項目等

【審査項目】

5 つの審査基準が設けられ，合わせて 56 項目で構成。これらの基準それぞれに，A・B・C の等級が付されており，A 等級に位置づけられた項目を一つでも充足しないクラブにはライセンスが交付されない。各基準については，J1 クラブライセンスと J2 クラブライセンスで求められる内容が異なる場合がある。

① 競技基準：7 項目（育成部門の整備や契約締結義務など）
② 施設基準：17 項目（スタジアム，練習場の確保やそれらのスペックなど）
③ 人事体制・組織運営基準：18 項目（部門別担当者の配置など）
④ 法務基準：6 項目（競技規則，J リーグ規約の遵守義務など）
⑤ 財務基準：8 項目（適法かつ適正な決算および監査の実施など）

【等級について】

・A 等級：達成が必須。達成しなければライセンスが交付されない。
・B 等級：達成しなかった場合は，制裁が科されたうえでライセンスが交付される。
・C 等級：達成が推奨されるもの。ライセンス交付には影響しない。

（出所）公益社団法人日本プロサッカーリーグ（2012b）p. 20 を加工し作成

これは 1 年ごとに更新となるため，各クラブは毎年ライセンス申請を行い，第三者機関であるクラブライセンス交付第一審機関（FIB）が審査することとなる。各審査項目の詳細については本稿では省略するが，運用細則も設けられ，かなり詳細なものとなっている。

表 1　2013 シーズン J リーグクラブライセンス交付の可否等

	J1 クラブライセンス （順位等の要件を満たせば，2013 シーズンは J1 に残留または昇格することが可能）	J2 クラブライセンス （順位等の要件を満たせば，2013 シーズンは J2 に残留または昇格することが可能。J1 に昇格することはできない）	合計
判定	33 クラブ	8 クラブ	41 クラブ
	札幌，仙台，山形，鹿島，栃木，浦和，大宮，千葉，柏，F 東京，東京 V，川崎 F，横浜 FM，横浜 FC，湘南，甲府，松本，新潟，富山，清水，磐田，名古屋，京都，G 大阪，C 大阪，神戸，岡山，広島，徳島，福岡，鳥栖，熊本，（大分）	水戸，草津，町田，岐阜，鳥取，愛媛，北九州，（長崎）	

（注）大分，長崎はそれぞれ「条件付き交付」。J2 の長崎は，2012 年シーズンはアマチュアリーグ所属。
（出所）公益社団法人日本プロサッカーリーグ Web サイト公表情報を加工し作成

2.　2013 シーズンのライセンス交付結果

2.1　ライセンス交付結果

制度が導入されて初めての交付となる 2013 シーズンのライセンスの交付結果について，ギラヴァンツ北九州については前述のとおりであるが，他クラブも含めた結果については表 1 のようになった。

途中で申請を取り下げた讃岐を除き，申請した全てのクラブにライセンスは交付され，また現在 J1 に所属しながら J2 クラブライセンスしか交付されなかったクラブもなく，全体的には“大きな波乱”はない，順当な結果であったといえよう。

なお，J2 クラブライセンスのみ交付された 8 クラブについては，全て「スタジアムの入場可能数（J1 の場合 1 万 5,000 人以上）」が障壁となり，J1 クラブライセンスを交付されなかった。これらのクラブはスタジアムの他にも，「平均入場者数が少ない」「財政規模が小さい」等の共通した特色を有するが，それらは直接的にはライセンス種別には影響していない。

また，前述のとおり B 等級の審査項目を満たさないクラブには制裁が課されることとなっており，41 クラブ中 36 クラブが制裁の対象となり，ギラヴァンツも対象となっている。満たしていない基準は，基本的に「スタジアムの衛生施設および屋根の不足を理由とする観客に対するホスピタリティの欠如」であり，制裁の内容は，当該事項に関してクラブが実施している又は実施を予定しているホスピタリティ向上策について書面で回答する，といった内容である。

ギラヴァンツ北九州の現在の本拠地スタジアムである北九州市立本城陸上競技場については入場可能数 1 万 202 人であり，また本連載の前号でも述べたように観客席に屋根がなく，その他様々な点で「みるスポーツ」のための施設としての魅力に欠けていることは明らかであるため，誤解を恐れずにいえば“納得の結果”といえるであろう。現時点では，ギラヴァンツが J1 クラブライセンスを取得するためには，前号で述べた小倉駅新幹線口での新球技場整備事業が完成（2016 年度を目標）することが不可欠といっていい。北九州市議会平成 24 年 9 月定例会においては，新球技場事業計画策定等調査事業（7,500 万円。2 回目の公共事業評価に向け，建設候補地の現況調査や PFI 事業の検討など事業計画の策定に要する経費。）を含む一般会計補正予算が可決されており，今後の動向が注目される。

2.2　クラブ経営上の指導

この他，公表された審査結果で注目すべきは，“付帯事項”であろう。これは，ライセンス判定には直接関係ないが，判定に際しクラブに経営改善を促す指導であり，是正通達および個別通知の 2 種類がある。より重い指導である是正通達を受けたのは 9 クラブであり，ギラヴァンツも是正通達（および個別通知）を受けている。その内容は，「債務超過解消および単年度黒字化の計画を立案のうえ提出すること。J リーグは当該計画の進捗状況を逐次確認する。」というものである(注3)。簡素な文章であるが，重い指摘といえよう。

3.　J2 クラブライセンスのみ交付される期間に取り組むべきこと

今回のライセンス交付に関しての筆者の個人的な見解は，「悲観しても仕方がない。むしろ J1 での継続的な活躍を目指した準備期間を数年間得たと前向きに考え，多方面において“体力”をつけていくことが必要。」というものだ。

今回 J2 クラブライセンスが交付されたクラブの中には，J1 基準を満たすスタジアムの整備の構想がないクラブもある中で，北九州には具体的な計画がある。これは大変大きな要素であろう。また，仮に「本城を本拠地としたままで来年から J1 昇格」となった場合を考えると，試合開催に係る諸問題（交通アクセス，運営に係る必要人員，運営の質など）が発生することは明らかであり，それらの充実や選手強化等のために必要となる財政規模(注4)，そして何よりも入場者数(注5)等の現状を考えると，ギラヴァンツは残念ながらほとんどの面で J1 の水準には達していない状況といえよう。J リーグに加盟して今年で 3 年しか経っておらず，これは致し方ないことだ。むしろ今は，しっかりと地道に経営基盤強化，市民の支援およびファン・サポーターの拡大，運営に係る各種ノウハウの蓄積，人材育成等に努めることが最優先課題であろう。それらが強化されて初めて，「J1 昇格」を現実的に狙っていく資格を有するのではなかろうか。数年先を見据えたクラブの頑張りと，それを支える地域の機運の高まりを期待したい。

※追記　本稿執筆後，残念ながらギラヴァンツの三浦泰年監督の 2012 シーズンでの退任が決まった。11 月 15 日の退任会見では，「J2 クラブライセンスしか獲得できないため，モチベーションが維持できない」事が自らの退任理由と明言。さらに，北九州という街に向けての熱い叱咤激励も述べた。2 年という短期間でギラヴァンツを大きく育て，そして北九州を愛し，貢献してくれた三浦監督に深く感謝する。

注

（注 1），（注 2）公益社団法人日本プロサッカーリーグ（2012b）p. 20 による。
（注 3）公益財団法人日本サッカー協会平成 24 年度第 7 回理事会（2012 年 10 月 18 日）資料より抜粋。
（注 4）2011 年度の場合，J1 平均 29 億円，J2 平均 10 億円に対し，ギラヴァンツは 5.2 億円の財政規模。
（注 5）2011 年度の場合，J1 平均 15,797 人／試合，J2 平均 6,423 人／試合に対し，ギラヴァンツは 4,051 人／試合の平均入場者数。

参考文献

公益社団法人日本プロサッカーリーグ（2012a）『J リーグクラブライセンス交付規則』
公益社団法人日本プロサッカーリーグ（2012b）『2012 J.LEAGUE PROFILE』
公益社団法人日本プロサッカーリーグ Web サイト（http://www.j-league.or.jp/）